

第 2 回総合教育会議資料

日 時	平成 2 8 年 2 月 2 5 日（木） 午後 3 時 3 0 分から
場 所	市役所議会棟 3 階第 3 委員会室

第2回守谷市総合教育会議 次第

日時 平成28年2月25日（木）

午後3時30分から

場所 第3委員会室

- 1 市長あいさつ
- 2 教育長あいさつ
- 3 協議・調整事項
 - （1）教育に関する大綱の策定について
 - ①教育に関する大綱の概要について〔資料No.1〕
 - （2）その他
- 4 閉会

〈配布資料〉

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 資料No.1 | 教育に関する大綱の概要について |
| 参考資料1 | 第2期教育振興基本計画（大綱策定に当たり参酌する事項） |
| 参考資料2 | 教育，学術及び文化に関する計画等の関連図 |
| 参考資料3 | 守谷市の教育体系 |
| 附属資料 | 第二次守谷市総合計画後期基本計画 |

教育に関する大綱の概要について

1 教育に関する大綱策定の背景と趣旨（文部科学省通知）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法という。）が施行され、改正法第1条の3により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有しています。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっています。

今回の改正法においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向をより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしています。

2 教育に関する大綱策定の考え方（文部科学省通知・見解）

（1）大綱の定義

- ① 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針（詳細な施策について策定することを求めている。）
- ② 教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針（参考資料1）を参酌（国の教育改革の方向性と合致）
- ③ 教育の他、学術、文化、スポーツも対象となるが、必ずしも網羅的に記載する必要はない。

（2）大綱の策定期限及び対象期間

策定期限及び対象期間ともに法律に定めはないが、大綱の策定に関する規定

は平成27年4月1日から施行されるため、これ以降できるだけ速やかに策定することが必要。

また、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度を想定されている。

（3）大綱の記載事項

大綱の主たる記載事項は、地方公共団体の判断に委ねられている。主とし

て、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例提案等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針等が想定されている。

(4) 大綱の尊重義務

- ① 首長が教育委員会と調整がついた事項を大綱に記載した場合には、双方に尊重義務（※）がかかる。

※〔尊重義務〕尊重義務とは、その方向性に向けて努力することであり、事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合でも、尊重義務違反には該当しない。

(5) 「大綱」と「教育振興基本計画」及び「その他の計画」との関係

- ① 地方公共団体が教育振興基本計画その他の計画(※1)を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができる。
- ② 首長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合は、別途、大綱を策定する必要はない。

※1〔教育振興基本計画その他の計画〕

教育振興に向けた施策を総合的、計画的な推進を図るため、政府が定める基本計画。地方自治体も国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

守谷市は、教育振興基本計画を策定していないため、既存計画で関連するものは「第二次守谷市総合計画」，「守谷市教育目標」が考えられる。

【関係法令条文（抜粋）】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法

（教育振興基本計画）

第一七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。